（国内連絡先事項を申請情報の内容とする登記の添付情報）

第百五十六条の六　前条各号に掲げる事項（次条第一項及び第二項、第百五十六条の九並びに第百五十七条第三項において「国内連絡先事項」という。）を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて提供しなければならない。

一　国内連絡先となる者があるときは、次に掲げる情報

イ　前条第一号イに掲げる事項を証する情報

ロ　国内連絡先となる者の承諾を証する当該国内連絡先となる者が作成した情報

二　国内連絡先となる者がないときは、前条第二号に掲げる事項を証する情報

2　前項第一号ロに掲げる情報を記載した書面には、令第十九条第二項に規定する印鑑に関する証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付することができる。

（国内連絡先事項の変更の登記又は更正の登記）

第百五十六条の七　国内連絡先事項に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができる。

2　前項の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて変更後又は更正後の国内連絡先事項についての前条第一項各号に掲げる情報を提供しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

3　第百五十六条の五第一号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記を申請する場合には、前項の規定にかかわらず、前条第一項第一号ロに掲げる情報を提供することを要しない。

4　第一項の登記を申請する場合には、令別表の二十五の項添付情報欄イの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

第百五十六条の八　第百五十六条の五第一号に掲げる事項についての変更の登記又は更正の登記は、国内連絡先となる者として登記されている者も単独で申請することができる。

2　前項の規定により登記を申請する場合には、所有権の登記名義人の承諾を証する当該所有権の登記名義人が作成した情報をもその申請情報と併せて提供しなければならない。

3　令第十二条第二項の規定は電子申請において提供する前項の承諾を証する情報について、令第十九条の規定は同項の承諾を証する情報を記載した書面については、適用しない。

（国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所の変更の登記又は更正の登記）

第百五十六条の九　登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の住所が国内にあるときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならない。

（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）

第百五十七条　［略］

2　［略］

3　登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称、住所、法人識別事項及び国内連絡先事項、登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の嘱託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。

第二款の二　相続人申告登記等

第一目　通則

（定義）

第百五十八条の二　この款、第百五十八条の三十三及び第百五十八条の三十七において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　相続人申出　法第七十六条の三第一項の規定による申出をいう。

二　相続人申告登記　法第七十六条の三第三項の規定による登記をいう。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）

第百五十七条　［同上］

2　［同上］

3　登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、所有者の氏名又は名称及び住所、登記名義人が二人以上であるときは当該所有権の登記名義人ごとの持分並びに処分の制限の登記の嘱託によって所有権の登記をする旨を記録しなければならない。

［款を加える。］